

【海外情報】EUの「森林減少フリー製品に関する規則」案について

(要旨)

- ・ 11月17日に、欧州委員会は「森林減少フリー製品に関する規則案」を公表。
- ・ 本規則は、EUTRのDDに基づく仕組みも踏まえつつ、主に以下の点を拡充。
 - ① 対象品目を木材のみから、牛・牛肉、ココア、コーヒー、オイルパーム、大豆とこれらを原料とする製品にも拡大。
 - ② 対象品目のEU市場への導入（placing）のみならず、EU市場からの輸出も対象。
 - ③ 大規模取引者にDD実施を義務付け。
 - ④ 事業者・大規模取引者に「DDステートメント」の提出を義務付け。
 - ⑤ 産品・製品が生産された地点の地理座標（経緯度）の申告を義務付け。
 - ⑥ 執行当局と税関との連携を強化。
 - ⑦ 執行機関が実施する検査数の下限を設定。
 - ⑧ 欧州委員会が国別・地域別のリスク評価を実施。

1. 経緯

- ・ 2021年11月17日に、欧州委員会は、「森林減少・劣化に関わる特定の産品・製品のEU市場での取引及びEU市場からの輸出、並びに規則No.995/2010を廃止するEU議会・理事会規則に関する提案（Proposal of the European Parliament and of the Council on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No995/2010：森林減少フリー製品に関する規則案）」を公表。
- ・ これは、2019年7月の欧州委員会コミュニケーション「EUによる世界の森林保護・回復に向けた行動の強化」に基づくもの。同コミュニケーションは、「EUへの産品輸入に伴うサプライチェーンの透明性を高め、森林減少・劣化のリスクを最小限にするため、森林減少フリーのサプライチェーンに関する平等な競争条件と共通の理解を確保するための需要面における追加的な規制的／非規制的措置を検討する」ことを提示。

- ・ 以後公表した「欧州グリーンディール」、「欧州生物多様性戦略 2030」及び「Farm to Fork 戦略」でも、同様の取組について言及。
- ・ 並行して、EUTR（2013 年施行）と FLEGT 規則（2005 年施行）に基づく定期的な見直し作業として、両規則の「適合性評価（fitness check）」を実施。同評価では、EUTR は、貿易相手国にガバナンスの向上を促すことにより一定の成果を挙げたのに対して、FLEGT は VPA 締結国を広げることができず、違法伐採の削減にはつながらなかったと評価（資料 1）。
- ・ 規則案の策定に当たっては、パブリックコメント（120 万件の意見あり）、2 件の委託調査、9 回の専門家会合等を通じて議論を深化。

2. 規則案の内容

（1）概要

- ・ 本規則は、EUTR の DD に基づく仕組みも踏まえつつ、主に以下の点を拡充。
 - ①対象品目を木材のみから、牛・牛肉、ココア、コーヒー、オイルパーム、大豆とこれらを原料とする製品にも拡大。
 - ②対象品目の EU 市場への導入（placing）のみならず、EU 市場からの輸出も対象。
 - ③大規模取引者に DD 実施を義務付け。
 - ④事業者・大規模取引者に「DD ステートメント」の提出を義務付け。
 - ⑤産品・製品が生産された地点の地理座標（経緯度）の申告を義務付け。
 - ⑥執行当局と税関との連携を強化。
 - ⑦執行機関が実施する検査数の下限を設定。
 - ⑧欧州委員会が国別・地域別のリスク評価を実施。

（2）規則案の具体的内容（※逐条解説は資料 2 を参照）

（ア）対象品目（1 条）

- ・ Annex-I（※資料 2 - 別紙 1）に掲げられた、牛・牛肉、ココア、コーヒー、オイルパーム、大豆、木材を「関連産品（relevant commodities）」、関連産品を含むか、給餌されるか、使用したものを「関連製品（relevant products）」と定義。
- ・ 本規則は、これらの関連産品・製品を EU 市場に導入（placing）・取引（making available）する場合、又は EU 市場から輸出する場合のルールを設定。

（イ）定義（2 条）

- ・「森林減少フリー（deforestation-free）」について、①関連産品・製品が

2020年12月31日以降の森林減少を伴わない土地から生産されたものであること、②木材が、同日以降の森林劣化を伴わない森林から伐採されたものであること、と定義。

(ウ) 禁止事項 (3条)

- ・ 関連産品・製品は、以下の条件を満たした場合のみ、EU市場への導入・取引、EU市場からの輸出が許される旨規定。
 - ① 「森林減少フリー」であること
 - ② 生産国の関連法規に従って生産されたものであること (※合法性)
 - ③ 4(2)条に定める 「DDステートメント」でカバーされるものであること

(エ) 事業者の義務 (4条)

- ・ 「事業者 (operator)」とは、商業活動を通じて、関連産品・製品をEU市場に導入するか、EU市場から輸出する自然人又は法人を意味する (2(12)条) (※CW法における第一種事業者のイメージ)。
- ・ 事業者に対して、全ての関連産品・製品に対して、DDの実施と「DDステートメント」の提出を義務付け。
- ・ 「DDステートメント」には、事業者の名前、住所、関連産品・製品のHSコード、形状、数量、生産地の全ての土地プロット (地理座標、経緯度を含む)、「DDの実施によりリスクが無視できる程度であることを確認した」旨の宣誓を記述 (資料2-別紙2)。
- ・ DDステートメントは「情報システム」(31条)を通じて提出。

(オ) 取引者の義務 (6条)

- ・ 「取引者 (trader)」とは、商業活動を通じて、関連産品・製品をEU市場で取引する者で、サプライチェーンにおける事業者以外の自然人又は法人を意味する (2(13)条) (※CW法における第二種事業者のイメージ)。
- ・ 中小事業者の取引者 (※貸借対照表合計2千万ユーロ以下、純売上高4千万ユーロ以下、従業員数250人の少なくともいずれか2つを満たす者) に対しては、供給者と顧客の記録を収集して、最低5年間情報を保管することを義務付け (※DDの実施は不要)。
- ・ 中小事業者以外の取引者に対しては、事業者と同じ義務 (DDの実施、DDステートメントの提出) を賦課。

(※EUTRでは、取引者の義務は記録の保存のみであった。)

(カ) DDの実施 (8条)

・ DDの実施を以下の3点と定義。

- ① 9条に定める要件を満たすために必要な情報・文書の収集
- ② 10条に定めるリスク評価措置
- ③ 10条に定めるリスク緩和措置

(キ) 情報要件 (9条)

・ 事業者に対して、関連産品・製品が生産された全ての土地に関する地理座標（緯度と経度による地点情報）の収集を義務付け。（衛星画像と位置情報システムの活用を想定。）

(ク) リスク評価とリスク緩和 (10条)

- ・ リスク評価に当たっては、国別評価システムによるリスレベルの他に、生産国・地域、関連産品・製品の概要、サプライチェーンの全体像などを考慮すべきことを規定。
- ・ FLEGT 証明制度に基づいて証明された木材製品については、3条に定める合法性要件を満たすものとみなすと規定。
- ・ 国別評価システムにより「低リスク」と評価された国・地域から産品・製品を調達する場合、関連情報・文書の収集は求められるが、リスク評価とリスク緩和は不要 (12条)。

(ケ) 検査 (14条)

- ・ 執行当局 (competent authority) は、DD ステートメントに基づき、リスク分析を実施。本規則の違反リスクが高い場合、産品・製品の導入・取引を一時的に差し止めることが可能。また、執行当局は、税関当局に対して、国内流通又は輸出の差し止めを要求することが可能。
- ・ 執行当局は、毎年、産品・製品を導入、取引、輸出する事業者数の5%と、導入、取引、輸出される各産品・製品の数量の5%に対して、検査を行うべきことを規定。（「高リスク」の国・地域からの輸入については、それぞれ15%以上で検査を実施 (20条)）。

(コ) 矯正措置 (22条)

- ・ 執行当局は、事業者・取引者の違反を確認した場合、即座に矯正措置 (corrective action) を執るべきことを規定。
- ・ 矯正措置には、①違反行為の是正、②産品・製品の導入、取引、輸出の阻止、③産品・製品のリコール又は取り下げ、④産品・製品の破壊、寄付、公的目への転用が含まれる。

(サ) 罰則 (23 条)

- ・ 各加盟国は、事業者・取引者の違反行為に適用される罰則のルールを定めることを規定。
- ・ 罰則には、罰金、関連産品・製品の没収、収入の没収、関連経済活動の停止・禁止、違反した事業者・取引者の公共調達プロセスからの除外などが含まれる。

(シ) 国別評価システム (27 条)

- ・ 欧州委員会は、「国別評価システム」(country benchmarking system)により、各国・地域が森林減少フリーではない産品・製品を生産するリスクの評価を実施。各国・地域を「低リスク」「標準リスク」「高リスク」の3段階で評価。規則の施行時点では、全ての国を「標準リスク」に設定。
- ・ リスクの評価に当たっては、森林減少・劣化の度合い、関連産品のための農地拡大の度合い、関連産品・製品の生産動向、UNFCCC の国別約束で森林減少・劣化に伴う排出が評価項目に含まれているか、EU との関連協定、森林減少・劣化に対応する国内法を有するかなどの点を考慮。

(ス) 情報システム (31 条)

- ・ 欧州委員会は、事業者・取引者が執行当局に DD ステートメントを提出するための (EU 全域を対象とする) 情報システム (information system) を導入・維持することを規定。

(セ) 見直し (32 条)

- ・ 施行後 2 年以内に、最初の見直しを実施。規則の対象範囲を森林以外の生態系や他の産品に拡大することの必要性和実行可能性に焦点。
- ・ 施行後 5 年後から 5 年毎に、一般的な見直しを実施。
- ・ 上記の見直しとは別に、施行後 2 年後以降、定期的に、Annex-I の関連品目リスの見直しを実施。

(ソ) EUTR の廃止 (35 条)

- ・ EUTR (規則 No995/2010) は、本規則の施行日に廃止。

(以上)

【資料 1】

EUTR 及び FLEGT の適合性評価要旨 (SWD (2021) 329final) (仮訳)

EU 木材規則 (EUTR) 及び FLEGT 規則の適合性評価 (Fitness Check) は、当該規則の執行と機能について評価を行うものである。同評価は、これら 2 つの政策が、両規則に掲げられた、違法伐採と関連する貿易を止めるという目的に適ったものであるかについて、評価を行った。EUTR は、違法に伐採された木材・木材製品が EU 市場に導入されることを防ぐことに焦点を当てたものであり、一方、FLEGT 規則は、違法に伐採された木材が生産国から EU に輸出されることを防ぐことに焦点を当てたものである。主要な結果は、両規則の一般的な目的は、十分には達せられなかったということである。EUTR のように、DD に基づくシステムは、FLEGT 規則に関する新たな政治的コンテキスト、即ち、その主要な実施手段である VPA が十分に実施されなかったという状態に対して、改善・適合がなされれば、より目的に適ったものとなるだろう。

効果については、EUTR は違法伐採と関連する貿易に対処するための重要なツールとみなされる。しかしながら、DD スキームと EUTR の執行に関する多くの課題は、目的に向けた進展を妨げてきた。DD は、EU 市場に違法に伐採された木材・木材製品が導入されるリスクを最小限にするために使われている。EUTR は一定の成功を収めたものの、その適用状況は EU 域内で異なり、高リスク国からの木材輸入量に影響を与えるまでには至っていない。特に、小規模の事業者は、DD システムの確立に多くの課題を抱えている。これは、部分的には、(自らの) 義務に対する意識と理解が限られたものに留まっているためである。事業者にとっての最も大きな課題は、サプライチェーンから入手した情報と輸出国におけるガバナンスのレベルを評価する能力 (が欠けること) である。このことは、製品の合法性を示す書類の信頼性、究極的には、システムの安定性を掘り崩すものである。「無視できるリスク」の概念も主観的である。このことは、事業者、執行当局 (Competent Authority) 又は裁判所が、リスクが「無視できる」ことを証明するために行う情報の収集・解釈に影響を与えることから、EUTR の実施と執行を妨げることにつながる。裁判所で DD の不十分さを問題にすることが難しいため、執行当局は司法手続きに訴えることを躊躇せざるを得ない。更に、全ての加盟国は、EUTR を実施する法的枠組みは設定したものの、各国の法制が効果的な執行を行うレベルには違いがある。事業者は、執行の厳しさに幅があること (例えば、検査数、罰則のレベル) に気付いており、特定の加盟国を通じて、リスクのある製品を輸入・導入しようと試みている。貿易データは、混乱した姿も示している。EU 域内の貿易と

「低リスク」国との貿易は、輸入量全体と比較すると、執行の期間を通じて、増加率は低い。しかし、貿易データの「差分の差分法」分析（二つの異なる対照群を使用）を行うと、EUTR は、（同期間中に）EU 域内への違法伐採木材の輸入量を 12～29%減らしたことが分かった。EUTR は、世界の違法伐採を止めることには、十分成功しなかったが、EU 市場から違法伐採木材・木材製品を排除することには、部分的に成功した。EUTR はサプライチェーンにおける意識と情報の透明性の向上には大きく貢献したものの、違法伐採が知られる国（例えば、ウクライナ、ミャンマー、ベラルーシ）からの輸出は続いており、過去数年間で増加している。

FLEGT 規則については、特に VPA について、多くの深刻な課題が明らかとなった。VPA は、利害関係者の参加を促し、いくつかの国における森林ガバナンスの向上という点で良好な結果をもたらしたが、交渉には長い時間がかかり、執行の進展は遅いため、EU 市場への違法伐採木材の導入を止め、世界における違法伐採を減らす効果があったという明らかな証拠は得られなかった。インドネシアと EU による FLEGT 証明制度は、意図した通りに動いているようだが、VPA プロセスに取り組んだ国の数は少なく、カバーされる貿易量も少ないことため、FLEGT 規則が目的を達成する可能性は限られたものとなった。15 年以上を経て、15 ヶ国のうち、たった一ヶ国（インドネシア）しか証明制度が動いていない。2018 年には、FLEGT 証明制度がカバーしている木材製品は、EU の木材輸入のわずか 3%に過ぎず、VPA 協定を結んだ 15 ヶ国あわせても、9%に過ぎない。EU に輸出する多くの重要な国々は、低リスクとはみなし難いにも関わらず、VPA プロセスに関与することに全く関心を示していない。

効率性の評価については、規則の執行と順守のためのインプットと、結果として生じたアウトプットを比較した。しかしながら、効率性を評価するために必要な数量的情報は限られたものであった。

EUTR は、幅広い異なるアクターに順守のコストを課している。最も重要なコストは、EU の事業者による DD システムの実施にかかるコストである。FLEGT 規則については、VPA プロセスにかかるコストは、FLEGT 証明制度が実施に少ない割合の貿易しかカバーしていないことを考慮すると、EU と VPA 諸国の双方にとって、比較的高いものである。同時に、追加的なコストは、FLEGT 証明制度による木材製品の価格上昇を通じて、EU の事業者に移転されることとなる。加えて、執行当局は、FLEGT 証明制度を有しない VPA 諸国から DD に必要な情報を得ることは、非 VPA 諸国から得るより難しいこともあると指摘している。EUTR の下における順守の負担は、規模の経済により、EU の中小事業者にとって、より重くなると考えられる。順守コストは、取引量を含む様々な要因（例えば、供給者の数、サプライチェーンの複雑さ、製品の加工度合い、供給者の場所など）によって、事業者の間で大きく異なる。FLEGT 証明木材を輸入する事業者の少なさを考えれば、執行

当局は、FLEGT 規則よりも、EUTR によりリソースを割かなければならない。このため、FLEGT 規則に投ぜられるリソースは、加盟国によって、大きく異なることになる。このことは、各加盟国における国内の木材部門の大きさ、貿易構造、事業者の数によって、部分的に説明できる。

EUTR は、国内的に一貫したものである。DD 要件を国内規則にも反映させることは、いくつかの加盟国にとって難しい点であり、このことは、執行機関が、裁判所で訴追することを難しくしている。更に悪い要因としては、EUTR は、特にリスクの高い調達先、樹種又はサプライチェーンからの貿易を禁止するメカニズムを有していないことである。有益な情報を提供する現行のツール（例えば、EU の国別調査）は、単なるガイダンス文書であって、規則自体に言及されたものではないことから、裁判所では持ちこたえられない。FLEGT 規則は EUTR よりも製品の範囲が狭く、VPA 諸国の間でも、交渉の結果により（適用範囲が）異なる。このため、より多くの国が証明システムを稼働させた際、製品と原産国によって異なる要件が課されることになることから、執行当局、EU 税関及び輸入業者に更なる複雑さと問題をもたらすことになるだろう。両規則は、より広い EU の政策と整合しているが、「EU グリーンディール」のより高い野心や持続可能性に対する新たな関心は、単なる合法性から歩を進めることを要求している。両規則は、国際的な動きとも整合している。EUTR は CITES の目的を支えるものであるが、木材の合法性を定める範囲と方法に違いがある。

関連性については、違法伐採と関連する貿易は、重要な課題であり続けているが、もはや、森林減少・劣化の主要な要因ではない。EUTR を支える政策メカニズムは、貿易パターンと国別リスクの変化に関連した新たな課題に対応する柔軟性を求めている。EUTR の製品範囲は、必要があれば、委任規則で変更することが可能であるが、VPA の製品範囲（あるいは他の要素）を変えるには、各パートナー国との交渉が必要となる。両規則は、合法性にしか着目していない。このことは、特に、汚職の割合が高い国においては、適用されるルールとその執行が、政治的・政策的に変更されかねないことを意味する。このことは、事業者が、何が合法に伐採・生産されたものであるかを理解することを困難にする。更に、EU の政策目的は、今や、森林減少・劣化の回避に向かいつつあり、このことは、各国の法的枠組みだけで確保されることではない。

EU の付加価値は、加盟国の行動よりも、両規則によってもたらされた。EUTR は、事業者に競争の土俵を設定したが、加盟国によって、検査と執行に投入されるリソースに違いがあるために、EUTR が違法伐採とそれに起因する製品を EU 市場から締め出す可能性を下げることになった。FLEGT 規則による付加価値は、VPA プロセスに関与して、FLEGT 証明の発行に至るまでの国の少なさによって影響を受けた。更に、準備、交渉、執行の手続きが複雑で、リソースも必要となる。執行は、

しばしば、相手国の政治的意思の欠如と強固な執行体制の不在により、妨げられる。多くの国における不正の横行は、依然として問題となっている。

(以上)

【資料 2】

規則案の逐条解説（※COM(2021)706final：11～20 頁の仮訳）

（1 条：課題と範囲）

1(1)条は、本規則が適用される「関連産品」（牛、ココア、コーヒーオイルパーム、大豆、木材）（※ANNEX-I（別紙 1）で設定）と「関連製品」（関連産品を含むか、給餌されるか、使用したもの）の定義により、本規則の適用事項の範囲を定めている。また、本規則は EU 市場への導入（placing）・取引（making available）のみならず、EU 市場からの輸出にも適用されることを明らかにしている。

パラ 2 は、36 条に定める施行日以前に生産された EU 市場に導入又は EU 市場から輸出される産品・製品には、（本規則が）適用されないことを明らかにすることにより、本規則の適用事項を明らかにしている。

（2 条：定義）

2 条は、本規則の他の部分を通じて用いられる定義を定めている。これには、規則の主要な目的を実行可能とするために必要となる、「森林減少」「森林」「プランテーション」「森林減少フリー」「生産」等の定義（パラ 1～8）が含まれる。これらの定義は、可能な限り、国際的レベルで発展してきた概念、特に FAO における概念に依存している。

「森林減少フリー」の定義の設定は、EUTR に関連して、本規則案の主要な変更点（innovation）の一つである。「影響評価（Impact Assessment）」の結果は、生産国に関わらず、産品・製品に対する共通の要件を設定することで、合法的な森林破壊に関連した抜け穴の防止や遠隔モニタリングを通じた執行円滑化による政策介入の効果を高めることを期待できると述べている。更に、「森林減少フリー」の定義は、相手国に対して、間違ったインセンティブを与えることを防ぐことが期待できる。これは、もし規則案の中で、合法性の管理だけが取り上げられていたならば、相手国は、EU への製品アクセスを容易にするために、環境基準を下げようとするかもしれないからである。

「森林減少フリー」の定義は、2020 年 12 月 31 日以降適用される。このことは、規則の対象となる産品・製品が、その日以降に森林減少・劣化を受けた土地で生産されたならば、EU 市場への導入又は EU 市場からの輸出は認められないということを意味する。この日付は、相手国におけるサプライチェーンの混乱と負の影響を最小限にするものである。また、例えば SDG（目標 15.2）に含まれる森林減少の停止の国際的なコミットメントとも適合する。

その他の定義（パラ 9～30）は、「事業者（operator）」「取引者（trader）」「市場への導入（placing on the market）」「市場での取引（making available on the market）」など、義務を負う者と規制される行動に関するものである。可能な限り、これらの用語は、関連する国内市場と税関規則における EU 法に存在する既存の概念に基づくものとし、また、EUTR の執行時に生じた特定の事項に対応できるものとした。定義は、法的正確さと関連する EU 法制における進展との整合性を図るため、影響評価と比べて、少し変化している。

（3 条：禁止）

3 条は、本規則の中心的条文で、本規則に整合しない関連産品・製品を EU 市場に導入すること、又は EU 市場から輸出することを明確に禁止することを定めている。また、そのような商業行為を行う場合には、DD ステートメント（due diligence statement）が常に必要となることを明確に定めている。森林減少（(a) 項）と合法性（(b) 項）の双方に言及することは、本規則の主要な目的に総合的に対処するために必要である。

(c) 項の禁止事項は、市場に産品・製品を導入する際、DD ステートメントの提出を一般的な義務とすることを定めることで、他項を補完している。この禁止は、事業者に DD 実施の義務を自覚させ、DD 手続きを省略しないようにさせるためのものである。EUTR の経験を踏まえて、このような要件は、執行と、必要な場合には、違反行為を矯正又は処罰する法的措置を円滑化するだろう。

（4 条：事業者（operators）の義務）

4 条は、規則における事業者の義務を定義している。本条は、DD の手続きを説明しており、事業者の義務に関する一般的なルールとなる。パラ 1 は、事業者に、全ての関連産品・製品に対して、3 条 (a) と (b) の禁止事項の順守を確保するために、DD を実施することと、産品・製品を EU 市場に導入する又は輸出する前に、DD ステートメントを提出することを義務付ける。DD ステートメントに必要な情報は、Annex-II（別紙 2）に定める。

パラ 2 は、DD ステートメントの提出に関する特定の手続きを示している。関連産品・製品が規則に適合しているとの結論に至った後、事業者は、産品・製品を市場に導入するために、情報システム（31 条）に対して、DD ステートメントを提出しなければならない。国内流通又は輸出のために導入される産品・製品については、通関申告で、DD ステートメントについて言及しなければならない。これにより、税関当局と執行当局（competent authority）との間で、密接な協力が可能となる。パラ 3 により、事業者は、DD ステートメントの作成によって、製品のコンプライアンスに対する責任を負うことになる。パラ 4 は、事業者

に対して、DD ステートメントの事前提出なしに、製品・製品を市場に導入すること又は輸出することを自制 (refrain) することを明示的に義務付けている。

パラ 5 は、(1) 関連製品・製品が「森林減少フリー」又は「合法性」の要件を満たさない場合、(2) DD の結果、要件を満たさないリスクが無視できないと判明した場合、又は(3) DD 手続きが完結されなかった場合に、同様の義務を設定している。パラ 6 は、事業者に対して、DD 手続きが終わり、ステートメントを提出した後に、新たな情報が入手できた場合には、必要な措置を執り、執行当局に報告することを義務付けている。

(6 条 : 取引者 (traders) の義務)

本規則の目的上、「取引者」は、EUTR と同様に、「自らの商業活動において、EU 市場で、関連製品・商品を取引する自然人又は法人」と定義される (2(j) 条)。一般に、取引者が関連製品・商品を販売 (dispose) できる時まで、それらの製品・商品は EU 市場に導入されていることから、取引者は、事業者よりも軽い義務を負うことになる。しかしながら、取引者、特に大規模の取引者は、サプライチェーンに大きな影響力を有しており、関連製品・製品が「森林減少フリー」であることを確保するために、重要な役割を負っている。

このため、中小規模事業者 (SMEs) でない大規模取引者に適用される義務と、中小事業者である取引者に適用される義務には、差を設けている。パラ 2 及び 3 により、SMEs である取引者は、供給者と顧客の記録を収集して、最低 5 年間情報を保管し、執行当局の要求に応じて、提出できるようにしなければならない。このような情報は通常のビジネス業務の一部と考えられることから、この義務はごくわずかなコストを伴うのみである。SMEs である取引者は、自ら扱う製品・製品の違反に関する新たな情報を入手した場合、必要な措置を執り、執行当局に通報しなければならない (パラ 4)。

逆に、SMEs でない取引者は、事業者と同じ義務を負う (パラ 5)。従って、大規模取引者は、4 条に従って、DD ステートメントを提出しなければならない、関連製品・製品が本規則を遵守するものであることに責任を負うことになる。更に、大規模取引者は、事業者と同じ DD 手続きを行わなければならない。情報の収集に加えて、本条に従ってリスクアセスメントを実施するとともに、必要な場合には、10 条に従って、リスク緩和措置を執らなければならない。SMEs の取引者は、これらの義務を免れる。同様に、大規模取引者は、15 条に定める事業者の検査と同じ検査の対象になる。SMEs の取引者は、16 条に定める検査の対象となる。

(8 条 : DD)

8条は、DDの手続きを定めており、これらの手続きは、4(1)条に定める事業者の義務、6(5)条に定めるSMEsでない取引者の義務となる。いかなるDD手続きも、本規則に適合しない関連産品・製品がEU市場に導入されるか、EU市場から輸出されるリスクを無視できるものとすべきである。そのためには、事業者と非SMEs取引者は、全ての関連する情報を収集しなければならない(9条)。これがDD手続きの第一歩である。その情報を踏まえて、事業者らは、関連産品・商品が本規則の要件(10(1)~(4)及び(6)条)に適合しない可能性のリスクを明らかにして、評価しなければならない。これがDD手続きの二歩目である。必要があれば、事業者らは、かかるリスクを無視できるレベルにまで適切に緩和しなければならない(10(5)条)。これがDD手続きの第三步である。

DDは、関連産品・製品をEU市場に導入する前、又はEU市場から輸出する前に行わなければならない。リスク評価の結果により、EU市場に入る産品・製品の非適合リスクが無視できない場合、事業者は、リスクを無視できるレベルにまで十分に下げることのできる緩和措置を執る必要がある。適用される法制や他の関連情報にアクセスできない場合には、リスクを十分に評価することができず、無視できるレベルに緩和することもできない。リスクが無視できるレベルまで緩和できなければ、事業者は、関連産品・製品をEU市場に導入してはならない(10(1)条)

(9条：情報要件)

EUTRと比較した場合の大きな変革点は、9条における地理情報義務である。これは、事業者に対して、関連産品・製品が生産された全ての土地に関する地理座標(緯度と経度による地点情報)の収集を求めるものである。森林減少は、土地利用変化と関連しており、森林減少のモニタリングには、EU市場に導入又はEU市場から輸出される産品・製品と、それらが育成された土地との間の正確なつながりを明確にすることが求められる。

産品が生産された土地又は農地の場所に関する要件は、広く利用されている無料のデジタルツールである衛星画像と位置情報を利用して、産品・製品が規則に適合するかどうかをチェックすることで対応できる。土地のプロットにおける地理情報と衛星モニタリングの組合せは、既に実用化されている。過去、特定の場所における森林減少を抑制できることが証明されており、政策介入効果の向上が期待されている。同時に、サプライチェーンにおける不正行為をより複雑にする一方で、探知を容易にすることにもつながる。EUは、位置情報、航行、時間測定に関する技術の人工衛星(EGNOS/Galileo)と地球観察・モニタリングシステム(Copernicus)を開発している。GalileoとCopernicusの両者は、先進的なサービスを提供しており、公共・民間のユーザーに重要な経済的便益をもたらす

ている。従って、Galileo と Copernicus の使用による衛星画像と位置情報は、適合性チェックに使用できる情報の一部となる。

製品と土地プロットを結ぶ地理情報は、既に、産業や認証組織、関連する EU 法でも採用されている。EU 規則 2018/2001 は、紛争国の「調達区域」に関する情報を要求している。一連の EU ルールは、耳たぶのタグや、家畜パスポート、データベースなどの手法により、牛肉の「出生から死まで」のトレーサビリティを確保できている。

(10 条：リスク評価と緩和)

10 条は、森林減少・劣化に関連する関連産品・製品が EU 市場に導入されるリスクを評価・緩和するために採るべきステップを示している。本条は、リスク評価とリスク緩和の基準と要件、すなわち、8 条で紹介した DD 手続きのステップ 2 及びステップ 3 について、詳細に説明している。パラ 1 は、リスク評価の目的が、関連産品・製品が本規則に適合していない可能性を明らかにすることであることを明らかにした上で、事業者の中心的な義務は、関連産品・製品の非適合リスクが無視できることが示されない限り、それらの産品・製品を市場に導入しないことであると定めている。「無視できるリスク」とは、2(18)条において、関連産品・製品の 3(a) 条及び 3(b) 条に適合性に関する製品特定的情報及び一般的情報の十分な評価により、懸念がない (no cause of concern) と示されることであると定義される。

EUTR のリスク評価基準に加えて、パラ 2 は、それらを更に厳しくして、本規則が合法性と持続可能性（即ち、森林減少フリー）の両方に焦点を当てるものであることを踏まえ、事業者が考慮すべき事項について、追加的な説明を与えている。国別評価システムによるリスクレベルの他に、考慮すべき事項としては、生産国・地域、関連産品・製品の概要、サプライチェーンの全体像、9 条の情報要件に適合する認証や第三者証明等の補完的情報が含まれる。

(12 条：簡易 DD)

12 条は、関連産品・製品を、第 4 章（※24～26 条）の国別評価システムにより「低リスク」と評価された国・地域から調達する場合の義務を説明している。生産国・地域が国別評価システムで低リスクである場合、事業者は、9 条の定める義務、すなわち DD の第一ステップである、関連産品・製品が本規則の 3 条に適合することを示す情報、文書、データの収集を実施しなければならない。しかしながら、DD の第 2、第 3 ステップである、10 条の定めるリスク評価とリスク緩和を実施する必要はない。従って、この場合、事業者は、非適合リスクが無視できることを証明する必要はない。

しかしながら、事業者が、例えば、情報収集により、非適合のリスクに関する特定の情報に気付いた場合には、8条の全ての義務とDD手続きの3つの全てのステップを実施しなければならない(12(2)条)。

(14条：検査実施の義務)

14条は、規則における執行当局(competent authority)の一般的な義務を設定している。パラ1及び2は、執行当局の中心的な義務は、事業者と取引者に対して、DD要件への適合を評価し、EU市場に導入又はEU市場から輸出される関連産品・製品が本規則に適合しているかどうかを確認することであると定めている。パラ3は、執行当局による検査実施の主要な手段となる「リスクに基づく計画(risk-based plan)」について言及している。この検査のための計画は、DDステートメントのリスク分析を実施するためのリスク基準を含むものである。同計画は、執行の結果を踏まえて、定期的に見直されるべきものである。一貫して適合の記録を示した事業者と取引者については、検査の頻度が低くなる。

パラ4は、執行当局に対して、31条に定める情報システムの電子的データ処理技術を用いて、DDステートメントのリスク分析を実施することを求めている。

パラ5は、執行当局が、リスク分析により、検査の対象となる事業者又は取引者、又は産品・製品を特定することを定めている。

パラ6は、執行当局に対して、リスク分析により、特定の産品・製品が非適合の高いリスクを示した場合、即時に行動を執ることを定めている。そのような行動には、産品・製品の市場への導入・取引を一時的に差し止めることが含まれる。EU市場に導入又はEU市場から輸出される物資の場合、26(1)条に定める電子的インターフェースが導入された後、執行当局は、税関当局に対して、高リスク物資の市場への流通又は輸出を差し止めるよう、要求することができるようになる。

高リスク産品・製品の一次的な差し止めにより、執行当局は、産品・製品の適合性に関する必要な検査を行うことが可能となる。パラ7は、当初の差し止め期間を3日間として、追加的な時間が必要な場合には、延長することができる。

パラ8は、執行当局に対して、検査計画に含めるべきリスクの基準について、情報の交換と開発の調整を行うことを求めている。このことは、規則の一貫した適用と効果の改善につながる。

パラ9は、加盟国に対して、執行当局を通じた効果的な検査を行うという重要な義務を定めている。二つのパラメーター(※事業者の5%以上かつ産品・製品の5%以上)により、一定数の事業者・取引者をチェックするとともに、各産品・製品の取引額の一定割合に対しても、検査することが求められる。大きな市

場シェアを有する少数の事業者・取引者のみの検査や、無視できる市場シェアしか持たない多数の小規模事業者・取引者の検査は、本規則で必要となる効果を発揮することはできないことから、パラ5で除外している。相当の割合をカバーすることは、市場の総合的なコントロールを可能とし、違反の可能性を下げるために必要である。

パラ10は、国別評価システムについて言及しており、高リスク国・地域で生産された産品・製品に対しては、執行当局が厳しく対応すべきこと(20条)を定めている。このことは、国別評価の三段階システム(27条で説明)における執行当局の役割とも関係する。

「リスクに基づく計画」による検査の重要性にも関わらず、パラ11は、執行当局が、規則との非適合の可能性に関する証拠や関連情報を有する場合には、当該計画の範囲外でも検査を行うことを定めている。

(15条：事業者の検査)

本条は、事業者の検査に関する執行当局の義務を定めている。これは、EUTRの10(3)条を踏まえたもので、執行当局が実施する検査について、DDシステムに関連する文書をより良く分析して、非適合のリスクを評価できるようにするため、検査事項に関する追加的な正確性とガイダンスを提供している。執行当局による適合性検査の明確な基準は、規則をEU全体に効果的かつ統一的に適用するために不可欠な要素である。

パラ2は、義務手段と任意手段を区別している。義務手段は、(a)～(d)に掲げられている通り、執行当局によるDD文書の検査と製品の技術的分析やその他の現場での活動を必要としない手続きを含む。任意手段は、(e)～(h)に掲げられている通り、現場での検査と、関連産品・製品が生産された場所を特定して、森林減少フリーであるかどうかを確認するために必要な技術的・科学的検査が含まれる。

(19条：報告)

19条は、規則の実施に関する加盟国の報告義務を定めている。本条は、EUTR20条を踏まえたもので、同条は、規則2019/1010により、環境法令における報告義務と一致するように見直しが行われている。従って、19条は、加盟国が規則の適用に関する報告を毎年行うこと(パラ1)、欧州委員会が加盟国の提出データに基づきEU全体の概要を毎年公表すること(パラ3)を定めている。

パラ2は、加盟国が提供すべき情報を更に詳しく定めている。このことにより、報告義務が強化され、欧州委員会は、加盟国のモニタリング活動の質を正確に分析できるようになる。このような方法は、欧州監査委員会の特別報告書

21/2021 が、EUTR の報告システムの欠点を指摘したことも整合的であり、欧州委員会が、監査委員会による加盟国の検査強化を求める勧告に効果的に対応することを可能とする。

(20 条：精度の向上)

関連産品・製品が、第 5 章（27～28 条）の国別評価システムにより「高リスク」と評価された国・地域から調達された場合、執行当局による検査は厳しいものとなる。12 条と違い、20 条は事業者と取引者の間で、DD の義務に違いを設定していない。

執行当局は、毎年実施する検査で、事業者の少なくとも 15%、高リスク国で生産された関連産品・製品の量の 15% をカバーしなければならない。

27 条により、規則の施行時点では、全ての国は、標準レベルのリスクに設定される。従って、上記の執行当局に対する義務は、27(1) 条に従って欧州委員会が公表するリストに高リスク国・地域として掲載された後に、高リスク国・地域で生産された関連産品・製品が EU 市場に導入されるか取引される場合に適用される。

(22 条：市場調査手法)

22 条は、執行当局に対して、関連産品・製品が規則に適合していないと分かった場合に、遅滞なく行動する義務を定めている。この場合、執行当局は、関連する事業者・取引者が、非適合（の状態）を終えるための適切かつ相応の矯正措置（corrective action）を執らせる必要がある。

パラ 2 は、事業者・取引者が実施を求められる矯正措置を示している。本条は、「市場調査規則」第 16 条を援用したものであり、同規則の 3 条によれば、「リコール（recall）」は「既に最終消費者に取引された製品の返還を達成しようとする措置」、「取り下げ（withdrawal）」は「サプライチェーンにある製品が、市場で取引されることを防ぐための措置」を意味する。

(23 条：罰則)

23 条は、加盟国に対して、本規則の違反に対する罰則のルールを設定することを義務付けている。国別システムにおける効果的で相応かつ抑制的な罰則の存在・適用は、本規則を EU 全域で効果的かつ統一的に実施するために不可欠な要素である。

従って、パラ 2 は、国別法的システムで設定すべき罰則のリストを提示している。このリストには、罰金、関連産品・製品の没収、収入の没収、関連経済活動の停止・禁止、規則を違反した事業者・取引者の公共調達プロセスからの除外な

どが含まれる。加盟国の法制は、規則に違反した事業者・取引者の年間売上額に従って、罰金の金額を変動させなければならない。このことは、特に、SMEsでない大規模な事業者・取引者に対する阻害要因（disincentive）と関連がある。このことは、効果的で相応かつ抑制的な罰則を設定する目的に適うものである。

（24条：管理）

24条は、税関で「国内流通」又は「輸出」の手続き下にある関連産品・製品の管理に関するルールを定めている。

パラ2は、執行当局が、EUに出入りする産品・製品を含めて、規則の適合を確認する責任を負うことを定めている。また、規則952/2013と規則2019/1020との関係も明らかにしている。パラ3は、税関の中心的な役割は、EU市場に出入りする関連産品・製品の正確な申告をコントロールすることであることを明らかにしている。

EU市場に出入りする関連産品・製品のDDステートメントは、31条の定める「情報システム」に登録されなければならない。パラ4により、この情報システムは、DDステートメントに参照番号を割り振り、この番号は、関連産品・製品の国内流通又は輸出のための通関申告の際、税関に通知されることになる。ただし、26(2)条に基づき、DDステートメントが申告される場合を除く。

パラ5は、EU市場に出入りする関連産品・製品の国内流通又は輸出に向けた通関申告の際、税関当局は、26(1)条に定める電子的インターフェースを活用して、関連産品・商品のDDステートメントのステータスを確認しなければならないことを定めている。

パラ6は、14(4)条に従って執行当局が実施したリスク分析により、関連産品・製品が本規則の要件への高い非適合リスクを示した場合、関連産品・製品に関するDDステートメントのステータスは、情報システムにも反映させなければならないことを定めている。そのような場合、税関当局は、当該産品・製品の国内流通又は輸出を差し止めなければならない。

パラ7は、税関当局が、関連産品・製品の国内流通又は輸出を認める場合の条件を定めている。

パラ8は、執行当局が、EU市場に出入りする関連産品・製品が本規則に適合していない場合に、執るべき行為を定めている。そのような場合、執行当局は、情報システムにおけるDDステートメントのステータスを変更しなければならず、情報システムにおいて、執行当局は、当該産品・製品を他の税関手続きに進めることに反対する旨を示すことができる。

ステータス変更の通知の後、税関当局は、関連産品・製品の国内流通又は輸出を認めることはできず、税関データ処理システムと関連産品・製品に伴う何らか

の文書にも、当該通知を反映させなければならない。

関連産品・製品が、その後、他の税関手続きに申告され、執行当局がその申告に異議を申し立てなかった場合、当該通知は、事業者による通関申告に含まれ、同様の条件で、税関データ処理システムと、かかる手続きに使用される文書に登録されることになる。

パラ 10 により、税関当局は、執行当局の求めに応じて、又は、必要かつ適切とみなされる場合、規則に適合しない関連産品・製品を破壊 (destroy) するか、使用不能とする (render unoperable) ことができる。かかる措置の費用は、関連産品・製品の所有者 (holder) が負担することになる。

(25 条：当局間における情報交換・協力)

本条は、本規則の執行に当たって、執行当局、税関当局、欧州委員会が協力すべき義務を定めている (パラ 1)。

パラ 2 及び 3 は、規則 95/2013 に基づく協力・情報交換メカニズムとのリンクを定めている。

(26 条：電子的インターフェース)

パラ 1 は、欧州委員会に対して、「EU 単一窓口環境」と 31 条に基づく情報システムをつなぐ電子的インターフェースの設立を求めている。パラ 2 は、かかるインターフェースの基本的な役割を定め、パラ 3 は欧州委員会に対して、インターフェースの詳細なデータや機能を定める執行ルール (implementing act) を採択することを授權している。

(27 条：国別評価)

27 条は、国別評価 (country benchmarking) システムを導入するもので、本規則の主要な特徴となる。評価の目的は、各国に対して、森林の保護とガバナンスを強化させ、貿易を円滑化させ、執行機関に対して、リソースが最も必要なところに集中させることで執行の努力をより標準化させ、企業の適合コストを下げることである。

欧州委員会は、評価システムにより、各国又は地域が森林減少フリーでない関連産品・製品を生産するリスクを評価する。評価システムは、各国・地域を「低リスク」「標準リスク」「高リスク」の 3 レベルのいずれかに割り振る。規則の施行時点では、全ての国は、「標準リスク」に割り振られる。評価は、パラ 2 に定める基準に基づいて行われる。

パラ 3 は、欧州委員会が、各国・地域の既存のリスクカテゴリーを変更する前に従うべき手続きを定めている。これには、各国に対して、一定期間内に、各国

による現状の改善策を含め、有益と思われる情報の提供を求めることが含まれる。

欧州委員会は、欧州委員会の実施規則の採択により、国別リスクカテゴリーを公表し、新たな科学的証拠の出現により必要となった場合には、リストのアップデートを行う。事業者と加盟国の執行当局の義務は、国・地域のリスクレベルにより差が設けられる。低リスクの国・地域から調達する事業者には、単純化されたDDの義務が適用される（12条）一方、高リスク国・地域で生産された製品・製品には、執行当局がより厳しい基準で検査を行うことになる（20条）。

（29条：自然人・法人の立証された懸念）

15条及び16条によれば、執行当局は、第三者から提供された立証された（substantiated）懸念に基づく場合を含めて、関連する情報がある場合、事業者・取引者の検査を行うことができる。2(21)条では、「立証された懸念」とは、「規則の非適合に関する客観的かつ立証可能な情報に基づく根拠のある主張で、執行当局の介入を必要とするもの」と定義されている。

立証可能な懸念とは、関連製品・製品を市場に導入するリスクを発生させ、その結果、執行当局の介入が必要となる特定の貨物、供給者、事業者、取引者、特定の生産国の状況を指す。立証可能な懸念は、また、EUTR（10(2)条）におけるシステムの一部でもある。29条は、その経験に基づくもので、執行当局に対して、立証可能な懸念を評価し、違反を発見して、国内市場への更なる導入・流通を防ぐために措置を執ることを義務付けている。

立証可能な懸念は、また、事業者・取引者にも関係している。4(6)条は、立証された懸念により、関連製品・製品の非適合に気付いた事業者は、即座に、当該製品・製品が市場に導入される又は輸出される国の志向当局に通知する義務を定めている。同じ義務は、規模に関わらず、全ての取引者に適用される（6(4)及び(5)条）。10(2)(i)条は、立証可能な懸念の存在は、リスク評価基準として考慮すべきことを求めている。

（31条：情報システムへの登録）

31条は、欧州委員会に対して、4(2)条に基づく DDステートメントを執行当局に提出するための情報システムを設立することを求めている。

パラ2は、同システムで最低限必要とされる機能を定めている。特に、「税関のためのEU単一窓口環境」を通じた税関との連携が定められている。パラ3は、欧州委員会に対して、執行ルールを通じて、システムの運用に関するルールを設定することを求めている。

パラ4及び5は、情報システムへのアクセスを定めている。規則執行のための

中心的なデータベースとして、事業者と取引者のみならず、執行当局もアクセスを許されるべきであるが、アクセスの詳細は、それぞれの義務によって異なるであろう。一般市民も、氏名を特定しない方法で、データへのアクセスを許されるべきである。

(32条：見直し)

32条は、規則の見直しに関するルールを定めている。パラ1は、最初のレビュー手続きを施行後2年以内に行い、報告書と規則の改正に関する法的提案を策定することを求めている。この最初のレビューは、規則の対象範囲を、森林以外の生態系や他の産品に拡大することの必要性と実行可能性に焦点を当てるものである。

パラ2に定める一般的なレビューは、32(2)条に定める日、すなわち施行から12ヶ月後の5年後に行われる。この条項は、最初の一般的なレビューの内容に、更なる貿易円滑化ツールの導入や本規則による農家への影響の評価が含まれること示している。

最後に、パラ3は、Annex-Iの関連品目リストの見直しに焦点を当てている。このレビューは、規則の施行後2年後とその後も定期的に行われる。これにより、段階的に品目の範囲を拡大することが可能となる。Annex-Iに含まれる品目のリストの改正は、委任規定 (delegated act) (パラ4) により行われる。

(36条：施行日)

本規則は、施行の日から適用される。しかしながら、パラ2により、3～12条、14条、22条、24条、29条、30条については、規則の施行日から12ヶ月後に適用されることになる。パラ3は、これらの条文は、2020年12月31日までに設立された小規模企業の事業者に対しては、規則995/2010のAnnexに掲げられた品目を除き、規則の施行日から24ヶ月後に適用されると定めている。

これらの適用遅延により、事業者・取引者の義務のみならず、執行当局のチェック義務も適用されない移行期間が設定される。このような移行期間は、小規模企業には長く設定され、事業者・取引者に、規則に基づく義務に適用するために十分な期間を与えることになる。

(以上)

(別紙1) Annex-I (COM(2021)706final)

規則1条で定める品目は以下の通り。

本規則は、規則2008/98の3(1)条に定める通り、ライフサイクルを終えて廃棄物として廃棄されるはずであった素材から全てが生産された物品には適用されない。ただし、この例外規定は、同規則3(1)条における廃棄物ではない素材が生産過程に使われる場合、当該生産過程における副産物には適用されない。

牛： 0102 生きた牛、0201 牛の肉（生鮮又は冷蔵）、0202 牛の肉（冷凍）020610 牛の内臓（食用、生鮮又は冷蔵）、020622 牛の肝臓（食用、冷蔵）、020629 牛の内臓（舌及び肝臓を除く、冷蔵）、4101 牛の未加工の皮革（生鮮、塩漬け、乾燥、石灰処理、酸洗い、その他保存処理をしたもの（ただし、なめしたもの、パーチメントされたもの、更に加工されたものは除く））（除毛、分割の有無を問わない）、4104（牛のなめした又はクラストされた皮革（除毛されたもの、分割の有無を問わない、ただし、更に加工されたものを除く）、4107 牛のなめし皮（なめし又はクラストの後に更に加工されたもの、パーチメント処理されたなめし皮を含む、除毛されたもの、分割の有無を問わない）

ココア： 18010000 ココア豆（全体又は破碎、生又は焙煎）、18020000 殻、皮等のココア豆の廃棄物、1803 ココアペースト（脱脂の有無を問わない）、18040000 ココアバター、脂肪、オイル、18050000 ココアパウダー（砂糖等の甘味類を含まないもの）、1806 チョコレート等ココアを含む調製食品

コーヒー： 0901 コーヒー（焙煎の有無、カフェイン除去の有無を問わない）、コーヒー豆の殻・皮、コーヒーを含むコーヒー代替品

オイルパーム： 1511 パームオイルとその抽出物（精製の有無を問わない（ただし、化学的に処理されたものを除く））、120710 パームナッツ・種子、151321 未加工のパーム種子とババス油その他のその抽出物、151329 パーム種子とババス油その他の抽出物（精製の有無を問わない（ただし、化学的に処理されたものを除く））（未加工のオイルを除く）、230660 パームナッツオイル又は種子オイルの抽出から生ずるオイルケーキその他のパームナッツ又は種子からの固形残滓物（粉碎の有無、ペレットの形状かどうかを問わない）

大豆： 1201 大豆（破碎の有無を問わない）、120810 大豆粉末又はミール、1507

大豆油とその抽出物（精製の有無を問わない（ただし、化学的に処理されたものを除く）、2304 大豆油の抽出から生ずるオイルケーキその他の固形残滓物（粉碎の有無、ペレットの形状かどうかを問わない）

木材： 4401 燃料材、4403 丸太、4406 枕木、4407 製材、4408 単板、4409 加工木材、4410 パーティクルボード・OSB、4411 ファイバーボード、4412 合板、441300 圧縮木材、441400 木質のフレーム、4415 梱包材（※他の製品を支持、保護又は運搬するための梱包素材のみに用いられる梱包材を除く）、44160000 たる、4418 建築用木工品、47 類及び 48 類の紙・パルプ（竹製のもの、再生されたものを除く）、940330、94035000、940360、94039030 木製家具、94061000 木材のプレハブ建築（※EUTR と同じ）

（以上）

(別紙 2) Annex-II DD ステートメント (Com(2021)706final)

規則 4(2) 条に定める DD ステートメントに含めるべき情報は、以下の通り。

1. 事業者の名前、住所、EU 市場に出入りする関連産品・製品の場合は、規則 952/2013 の 9 条に定める経済事業者登録証明 (EORI) 番号。
2. 事業者が EU 市場に導入しようとする関連産品・製品の HS コード、形状、数量。
3. 生産国と生産地の全ての土地プロット (地理座標、緯度・経度を含む)。 製品が異なる土地で生産された素材、材料、原料を含む場合には、全ての土地プロットを含めること。
4. 「本 DD ステートメントを提出するに当たり、事業者は、本規則の規定に従った DD を実施して、リスクが皆無又は無視できる程度であった。これにより、事業者は産品・製品が本規則 3 条に定める要件を満たすことを確認した」旨の記述。
5. 事業者の署名。

(以上)

EU森林減少フリー規則(案)の仕組み

【各国当局の義務】

- ・事業者・取引者に対する検査の実施(事業者数・数量の5%以上)
- ・規則違反に対する是正措置の実施
- ・規則の実施状況に関する公表・欧州委への報告
- ・税関との連携

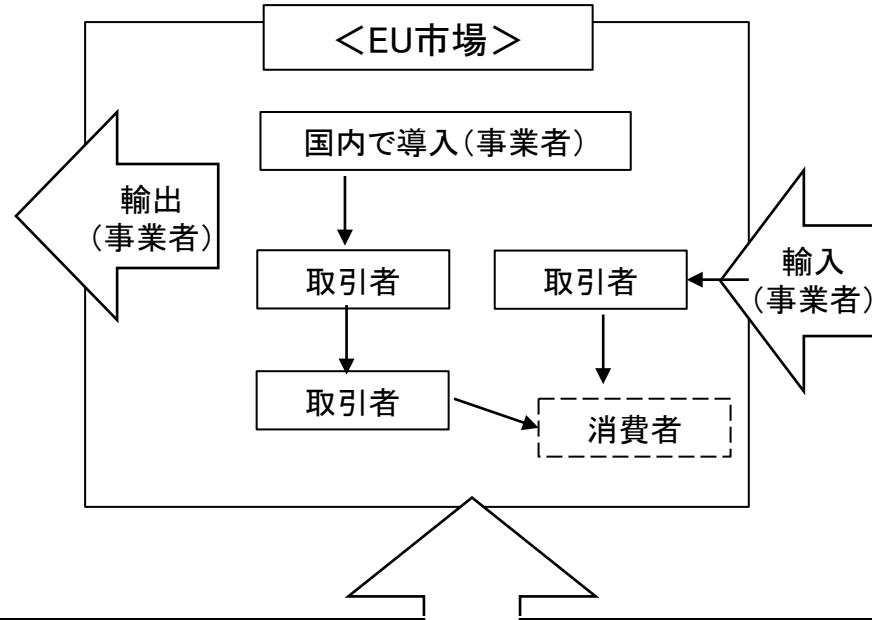
【情報システム】

- ・事業者や大規模取引者が提出する「DDステートメント」を登録
- ・DDステートメントに参照番号を割り振り(欧州委がシステム構築・運営)

【第三者による通報】

- ・通報を受けて当局がチェック

対象となる「関連製品」:牛、ココア、コーヒー、オイルパーム、大豆、木材 (HSコードで規定)
※これらを原料とする製品も対象、対象製品は定期的に見直し予定



【国別評価】

- ・欧州委は、各国・地域が森林減少フリーでない関連産品を生産するリスクを3段階で評価
- ・「低リスク」、「標準リスク」、「高リスク」の3段階。施行時点では全ての国・地域が「標準リスク」
- ・「低リスク」の国・地域から調達する事業者は簡易DDで可(※DDのうち関連情報の収集のみ)
- ・「高リスク」の国・地域からの調達する事業者には、当局が厳しい基準で検査(※事業者数・数量の15%以上)

【基本的な要件】

関連産品とその製品を、①EU市場に導入(輸入を含む)、②EU国内で取引、③EUから輸出する場合、以下の3要件を満たすことが必要

- (1)「森林減少フリー」であること【持続可能性】
 - (ア)2020年12月31日より後に森林減少を伴わない土地で生産された産品
 - (イ)2020年12月31日より後に森林劣化を伴わない森林から伐採された木材
- (2)生産国の関連法規に従って生産されたものであること【合法性】
- (3)「DDステートメント」が提出されること

【事業者の義務】

森林減少フリーと合法性を確保するため、

- (1)DDを実施すること(※以下の3段階で実施)
 - (ア)必要な情報・文書の収集(生産された土地の地理座標を含む)
 - (イ)リスク評価の実施
 - (ウ)リスク緩和措置の実施
- (2)EU市場への導入前又は輸出前にDDステートメントを提出すること

【取引者の義務】

(中小取引者の場合)

- ・供給者と顧客の記録を収集して、最低5年間保管

(大規模取引者の場合)

- ・上記に加え、事業者と同様に、DDを実施して、DDステートメントを提出